

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、尾瀬国立公園群馬県域におけるぐんま尾瀬入域協力金の実証実験を通じて、特定主体だけでなく、利用者も財源を負担する管理運営体制を構築し、保護と利用の好循環の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 利用者を対象とした任意の協力金制度（ぐんま尾瀬入域協力金）による協力金の収受
- (2) 尾瀬国立公園群馬県域における木道の維持管理、登山道整備等の利用環境整備や植生保護対策等の自然景観の保全に資する事業
- (3) 利用者等の理解促進のための情報発信等
- (4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議
- (5) その他

2 協議会は、前項各号に掲げる業務を、構成員に委託、補助、寄附等の方法をもって配分して実施する。また、一部を構成員以外の者に配分して実施することができる。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会は次の役員を置くことができるものとし、各役職について、別表1に掲げる通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会員及びオブザーバーをもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

ただし、会長が必要と認める場合には、書面による表決をもって総会に代えることができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他協議会の運営に関し重要な事項
- 3 総会の議長は、会長が行う。ただし、あらかじめ指名した代理の者にその職務を代行させることができる。
- 4 総会は、会員の現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面でもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして評決を委任した者は、出席会員数に加えることができる。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところに寄る。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、総会にその他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を群馬県環境森林部自然環境課に置く。

- 2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の経費は、ぐんま尾瀬入域協力金にかかる協力金、補助金、負担金、協賛金、寄付金及びその他収入を持って充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

- 2 事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(情報公開)

第11条 7条2項1号から3号に掲げる事項、及び総会の議事及び議事要旨に掲げる書類は公開する。

(解散)

第12条 協議会は、実証実験の完了その他、協議会の目的である事業が完結し、または不能となったとき、総会の決議をもって解散する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和8年5月22日から施行する。

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会 構成員名簿

協議会会員

(R8年5月22日現在)

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	会長	群馬県環境森林部自然環境課 課長	行政機関・管理者
2	副会長	片品村むらづくり観光課 課長	行政機関・管理者
3	監事	一般社団法人片品村観光協会 事務局長	行政機関・管理者
4	委員	環境省関東地方環境事務所 国立公園課 課長	行政機関・管理者
5	〃	東京電力リニューアブルパワー株式会社 水力部水利・尾瀬グループ グループマネージャー	行政機関・管理者
6	〃	公益財団法人尾瀬保護財団 事務局長	尾瀬で保全及び維持管理活動を実施する団体
7	〃	尾瀬山小屋組合 組合長	尾瀬で保全及び維持管理活動を実施する団体

オブザーバー

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	オブザーバー	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 山本 清龍	
2	オブザーバー	尾瀬ガイド協会群馬支部 事務局長	

事務局

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	事務局長	群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室 室長	
2	事務局員	群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室 企画推進係員	